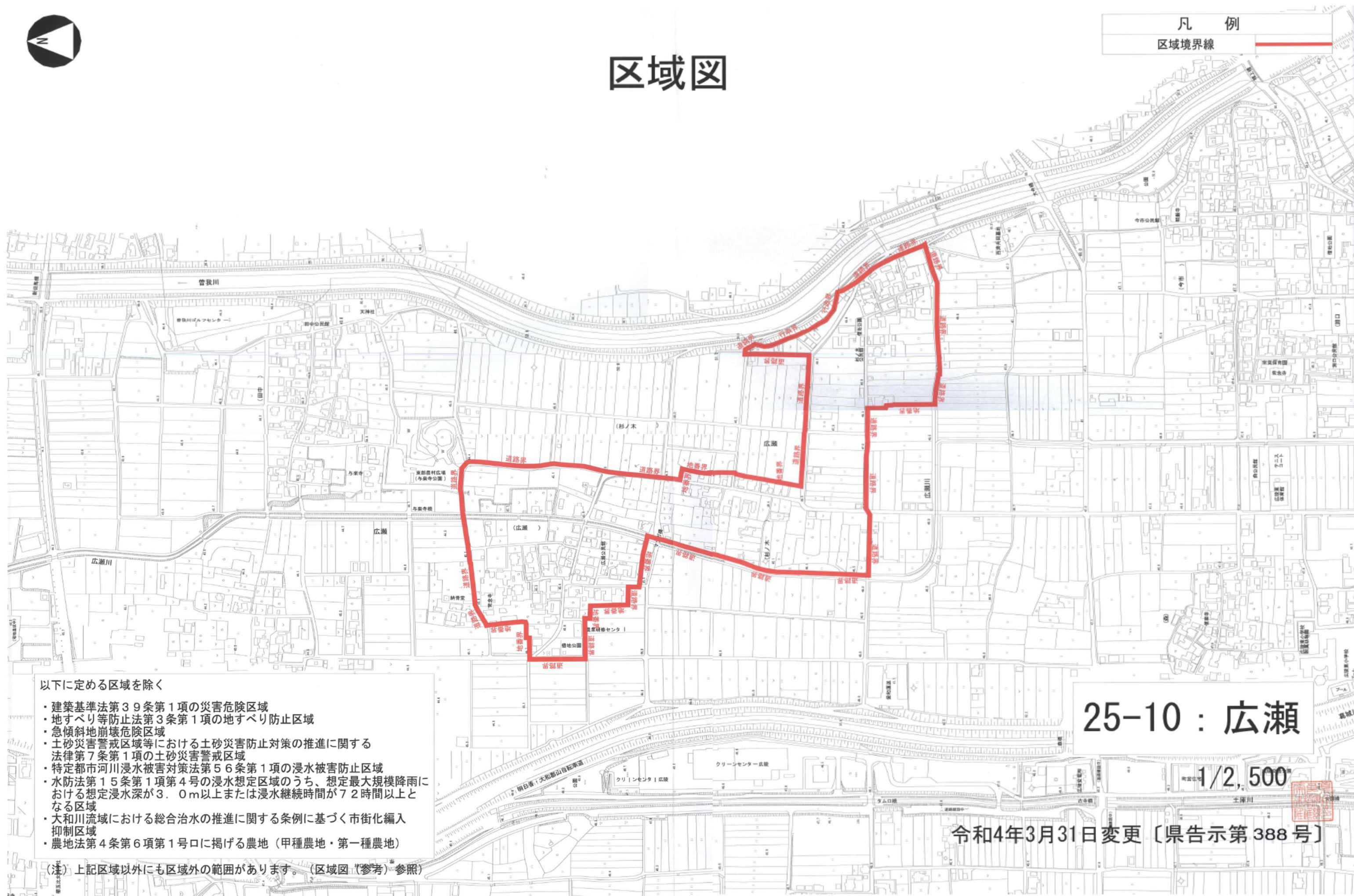




区域図

凡 例
区域境界線



以下に定める区域を除く

- ・建築基準法第39条第1項の災害危険区域
- ・地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域
- ・特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域
- ・水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨における想定浸水深が3.0m以上または浸水継続時間が72時間以上となる区域
- ・大和川流域における総合治水の推進に関する条例に基づく市街化編入抑制区域
- ・農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地（甲種農地・第一種農地）

（注）上記区域以外にも区域外の範囲があります。（区域図（参考）参照）

25-10 : 広瀬

1/2,500

令和4年3月31日変更〔県告示第 388 号〕